

 \bigcirc

山开源公

平成19年1月19日(金) 第1808号

毎週火・金曜日発行

\
八

	規	則				
山形県市町村振興資金貸付規則の一部を	改正する規則.			(市	町木	寸課)25
	41_	_				
	告	亦				
生活保護法による指定医療機関の指定				(健康福	祉企區	画課)26
生活保護法による指定医療機関の廃止の)届出			(同) …同
生活保護法による指定施術機関の指定				(同) …同
生活保護法による指定介護機関の指定				(同) …同
山形県漁業近代化資金利子補給金交付規	!程の一部を改]	Eする規程		(経営安	! 定対領	策課)27
県営土地改良事業計画の変更			(最上	総合支庁農	村計画	画課)同
土地改良区連合の役員の退任の届出			(庄内	総合支庁農	村計画	画課)…同
都市計画の案の縦覧				(都	市計画	画課)28
都市計画の変更の案の縦覧				(同)同
同				(同)29
同				(同)同
市町村決定に係る都市計画の変更の図書				•	同)同
道路の区域の変更				•	終建領	
県道の供用の開始		•		。 同	1,1,7,2,2)同
県証紙売りさばき所の変更		•		, ,	· 幼	
					MIJ	/-J //-J
	公	告				
平成18年度2等陸士及び2等空士として	- 採用する自衛電	宮の墓集		(市	⋷⊞Тホマ	†課) 同
大規模小売店舗の変更の届出				•		
グパルス・プルロ間の交叉の周田				(10 **/10	.// _//	линж)от
_	規	則				
山形県市町村振興資金貸付規則の一部を改	『正する規則をご	ここに公布する。				
平成19年 1 月19日						
		山形県知事	齋	藤		弘
形県規則第2号						
山形県市町村振興資金貸付規則の一部	『を改正する規則					

山开

山形県市町村振興資金貸付規則(昭和38年7月県規則第55号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第8号を削り、第9号を第8号とし、同条第4項第2号中「合併重点支援地域」を「やまがた夢 未来合併支援地域」に、「又は」を「又は失効前の」に、「第2条第2項」を「附則第2条第2項の規定によりなお その効力を有することとされる同法の規定の適用を受ける同法第2条第2項」に、「合併市町村」を「合併市町村 若しくは市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)の規定の適用を受ける同法第2条第2項に規 定する合併市町村」に改める。

第3条中「200万円を下回らない額により」を削る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際改正前の山形県市町村振興資金貸付規則に基づいて既に貸付けしている資金については、なお従前の例による。

告示

山形県告示第38号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。 平成19年1月19日

山形県知事 齋 藤 弘

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
姉 崎 医	院 最上郡真室川町大字大沢813番地	平成18.10.15
医療法人杏山会 吉川記念病	院 長井市成田1888番 1	同 11.1
吾妻歯科クリニッ	ク 北村山郡大石田町大字大石田乙606番地	同 12.1

山形県告示第39号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成19年1月19日

山形県知事 齋 藤 弘

	指	定	医	療	機	関	の	名	称		指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 リ	廃止年	目目	
姉			峼	Ĵ		[<u>医</u>			院	最上郡真室川町大字大沢813番地 平	平成18.10.14		
吉			Л			[<u>医</u>			院	長井市成田1621番地 同	i '	10.31	
吾	妻	Ė	K K	科	ク	IJ	=	-	ツ	ク	北村山郡大石田町大字大石田甲93 - 4	司 1	1. 1	

山形県告示第40号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成19年1月19日

山形県知事 齋 藤 弘

	指定施術機	幾関の氏	名	開	Ē	殳	者	指	定	施	術	機	関	の	住	所	指定年月日
箕	浦	正	人	箕	浦	正	人	山形市流	蔵王.	成沢	890瞉	番12 [.]	号				平成18.11.16

山形県告示第41号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。 平成19年1月19日

山形県知事 齋 藤 弘

指定介護機関及び 居宅介護支援事業所の名称	施設又は実施 する事業の種類	指定介護機関及び 居宅介護支援事業所の所在地	指定年月日
尾花沢市地域包括支援セン ター	介護予防支援	尾花沢市新町三丁目2番5号	平成18.11. 1
山形ケアセンターそよ風	通 所 介 護 介護予防通所介護 短期入所生活介護 介護予防短期入所 生活介護	山形市荒楯町一丁目4番1号	同 12.11
北のかがやき介護サービスセ ンター	通 所 介 護 介護予防通所介護	酒田市漆曽根字腰廻34番地	同 12.15
居宅介護支援事業所満天の家	居宅介護支援	西置賜郡小国町大字幸町6番1号	同 12.19

山形県告示第42号

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年1月19日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程(昭和44年9月県告示第967号)の一部を次のように改正する。 第2条の表中「年0.40パーセント」を「年0.55パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成18年12月20日から適用する。
- 2 平成18年12月20日前に利子補給の承諾が行われた漁業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第43号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により定めた県営松山開墾地区土地改良事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成19年1月19日

山形県知事 齋 藤 弘

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営松山開墾地区土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する場所

舟形町役場

3 縦覧に供する期間

平成19年1月19日から同年2月19日まで

4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、 山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。) 異議申立てについての決定の あったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

山形県告示第44号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、清算法人赤川土地改良区連合の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成19年 1 月19日

山形県知事 齋 藤 弘

理事及び監事の別		氏	名		住	所
監事	Ξ	浦	顕		東田川郡三川町大字押切新田	3字豊秋47番地
同	白	幡	秀	松	鶴岡市清水新田甲31番地	

山形県告示第45号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条第1項の規定により次の都市計画を決定するため、同法第17条第1項の規定により、当該都市計画案を次のとおり縦覧に供する。

平成19年1月19日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 山形広域都市計画土地区画整理事業
 - (2) 名 称 天童市芳賀土地区画整理事業
- 2 都市計画を決定する土地の区域

天童市大字天童字頭無、字滝本、字ホッチキ、大字北目字頭無、字北目田、字千刈、字滝本、字ホッチキ、大字芳賀字稲荷田、字頭無、字宅地添、字樋越、字豊築、字ホッチキ、字ヨシカ、大字長岡字長清水、字焼谷原、大字奈良沢字小千刈地内

- 3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所
 - (1) 期 間 平成19年1月20日から同年2月2日まで
 - (2) 場 所 土木部都市計画課及び村山総合支庁建設部都市計画課並びに天童市役所
- 4 その他

この都市計画案については、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

山形県告示第46号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定により次の都市計画を変更するため、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成19年1月19日

山形県知事 齋 藤 弘

1 都市計画の種類及び名称

山形広域都市計画区域区分

- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 市街化調整区域から市街化区域に変わる部分

天童市大字天童字頭無、字小千刈、字五反田、字滝本、字ホッチキ、大字北目字頭無、字北目田、字千刈、字滝本、字ホッチキ、大字芳賀字稲荷田、字頭無、字宅地添、字樋越、字豊築、字ホッチキ、字ヨシカ、大字 長岡字長清水、字焼谷原、大字奈良沢字小千刈、字五反田、字滝本、大字原町字頭無、字五反田、字晩堰、大字下荻野戸字稲荷田、字滝本、大字荒谷字稲荷田地内

(2) 市街化区域から市街化調整区域に変わる部分

なし

- 3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所
 - (1) 期 間 平成19年1月20日から同年2月2日まで
 - (2) 場 所 土木部都市計画課及び村山総合支庁建設部都市計画課並びに天童市役所
- 4 その他

この都市計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書 を提出することができる。

山形県告示第47号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定により次の都市計画を変更するため、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成19年1月19日

山形県知事 齋 藤 弘

1 都市計画の種類及び名称

山形広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を変更する土地の区域

昭和44年12月県告示第1246号(都市計画区域の変更)で決定した区域

- 3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所
 - (1) 期 間 平成19年1月20日から同年2月2日まで
 - (2) 場 所 土木部都市計画課及び村山総合支庁建設部都市計画課並びに天童市役所
- 4 その他

この都市計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書 を提出することができる。

山形県告示第48号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定により次の都市計画を変更するため、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成19年1月19日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類東根都市計画道路
 - (2) 名 称 3・4・3号宮崎西道線、3・5・2号楯岡東根線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 3・4・3号宮崎西道線
 - イ 追加する部分 東根市大字東根元東根字川原地内
 - ロ 削除する部分 な し
 - (2) 3・5・2号楯岡東根線
 - イ 追加する部分 東根市新田町一丁目、大字東根元東根字新田町、字川原地内
 - ロ 削除する部分 な し
- 3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所
 - (1) 期 間 平成19年1月20日から同年2月2日まで
 - (2) 場 所 土木部都市計画課及び村山総合支庁建設部北村山道路計画課並びに東根市役所
- 4 その他

この都市計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書 を提出することができる。

山形県告示第49号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき山辺町から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成19年1月19日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 山形広域都市計画地区計画
 - (2) 名 称 嶋ノ前地区地区計画
- 2 縦覧の場所

土木部都市計画課

山形県告示第50号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成19年1月19日から同年2月1日まで縦覧に供する。

平成19年1月19日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 五味沢小国線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

X	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
西置賜郡小国町大字太鼓沢字林口 同 字堂ノ	16番 2 から 下76番 3 まで	П	9.4 メートル ≀ 12.0	メートル 100
同	上	新	9.4 メートル ≀ 13.6	同上

山形県告示第51号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成19年1月19日から同年2月1日まで縦覧に供する。

平成19年1月19日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路 線 名 五味沢小国線
- 2 供用開始の区間 西置賜郡小国町大字太鼓沢字林口16番2から

司 字堂ノ下76番3まで

3 供用開始の期日 平成19年1月19日

山形県告示第52号

山形県証紙条例施行規則(昭和39年4月県規則第34号)第15条第1項の規定により、証紙の売りさばき所の変更を次のとおり承認した。

平成19年1月19日

山形県知事 齋 藤 弘

売りさばき人の氏名		売	IJ	ċ	ば	き	所	の	所	在	地		承		認
	变		更		前			変		更		後	年	月	日
粟野 勝之	南陽市三	三間通	321習	昏地 1			南陽	市宮	内272	21番址	ţ		平成	,19. <i>′</i>	1.10

公	告

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、2等陸士及び2等空士として採用する自衛官の募集を次のとおり行う。

平成19年 1 月19日

山形県知事 齋 藤 弘

1 募集期間等

募集種目	募集期間	試 験 期 日	試験の	試 験 場	試験場の	採用時期
· 分米性口	夯朱别问		概 要	の 位 置	名 称	1本/17 4寸共7
2 等陸士 (男子)	平成19年	平成19年 2 月	筆記試験	東 根 市	陸上自衛隊神町駐屯	平成19年
2 等空士 (男子)	1 月19日	3日	口述試験		地	3月又は
	から同月		適性検査			同年4月
	30日まで		身体検査			

2 応募手続

応募しようとする者は、自衛隊山形地方協力本部において志願票及び受験票を受け取り、これに所定の事項を 記入して、住所地を管轄する市町村長又は自衛隊山形地方協力本部に提出すること。

3 その他

詳細については、自衛隊山形地方協力本部(電話023(622)0711) 市役所、町村役場又は山形県総務部市町村課(電話023(630)2075)に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び置賜総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに米沢市役所において平成19年5月19日まで縦覧に供する。

平成19年1月19日

山形県知事 齋 藤 弘

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

堀川町ショッピングプラザ

米沢市堀川町2309番1外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号

代表取締役 山澤 進

株式会社ヤマザワ薬品 山形市あこや町三丁目8番9号

代表取締役 石黒 晴美

- 3 変更する事項
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 2,331平方メートル

(変更後) 4,131平方メートル

- (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - イ 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 160台(位置については縦覧に供する図面のとおり)

(変更後) 268台(位置については縦覧に供する図面のとおり)

ロ 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 20台(位置については縦覧に供する図面のとおり)

(変更後) 59台(位置については縦覧に供する図面のとおり)

ハ 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 195平方メートル(位置については縦覧に供する図面のとおり)

(変更後) 400平方メートル(位置については縦覧に供する図面のとおり)

二 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 43.46立方メートル(位置については縦覧に供する図面のとおり)

(変更後) 57.48立方メートル(位置については縦覧に供する図面のとおり)

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業を行う者	開店時刻	閉 店 時 刻	備考
株式会社ヤマザワ	午前9時	午後10時	
株式会社ヤマザワ薬品	午前9時	午後10時	

(変更後)

小売業を行う者	開店時刻	閉店時刻	備考
株式会社ヤマザワ	午前9時	午後10時	年間30日は翌日の午前 0 時閉店
株式会社ヤマザワ薬品	午前9時	午後10時	年間30日は翌日の午前 0 時閉店
その他の小売業者	午前9時	午後10時	年間30日は翌日の午前 0 時閉店

ロ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分から午後10時30分まで

(変更後) 午前8時30分から午後10時30分まで。ただし、年間30日は午前8時30分から翌日の午前0時30 分まで

ハ 駐車場の自動車の出入口の位置

(変更前) 縦覧に供する図面のとおり

(変更後) 縦覧に供する図面のとおり

4 変更年月日

平成19年8月28日

5 届出年月日

平成18年12月27日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成19年5月19日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見